

「公益信託山田学術研究奨励基金」奨励金応募要領 (2025 年度実施要領)

この公益信託は 1979 年 2 月、故山田きくゑ様を委託者とし、文部科学大臣の許可を得て発足しました。当時、わが国は経済的に繁栄した反面、社会・経済環境の複雑化に伴って、従来とは異なる諸問題が発生している状況でした。山田様は篤志家で、それまでも奨学事業に取り組んでおられましたが、これら諸問題の解決には法律学・経済学の分野における優れた研究が必要とお考えになり、同分野の研究に従事する少壮研究者に奨励援助を行い、同分野の振興発展に寄与したいとの思いから私財を投じられたものです。

当基金では、2025 年度奨励事業として、下記要領により受給希望者を募集いたします。故山田様のご遺志に沿うべく皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。

記

1. 応募資格

大学・大学院の教員（准教授、講師、助教、助手等）、大学院博士課程在籍者またはこれらに準ずる研究者で、次の各号に掲げる要件を満たす方。

- (1) 2025 年 12 月末時点で満 40 歳未満であること
- (2) これまでに本奨励金を受給した実績の無いこと
- (3) 外国籍の方の場合は、応募時点において日本の大学等に所属していること

2. 応募方法

奨励金の助成を受けようとする方は、次の各号に掲げる書類を提出してください。

- (1) 受給申込書
- (2) 奨励研究テーマ等に関する研究計画説明書
- (3) 研究経歴書
- (4) 博士課程在籍中の方（研究生も含む）は指導教授の推薦書
- (5) 論文コピー 1 編（必ず 1 編に限る）およびその要旨（和文 1000 字以内厳守）
○共同論文でも可。但しその場合には、応募者単独の論文 1 編を併せてご提出ください。論文は A 4 サイズにコピーしたものをご提出ください。

* 受給申込書、研究計画説明書は原則和文で提出のこと。

* 提出書類の用紙は貴大学・大学院事務局に置いてあります。

* 応募にあたって提出いただいた書類は一切返却いたしません。

* 前年以前に応募されたのと同テーマでの応募は選考対象外となります。

* 他機関からの助成実績（過去 3 年分）を記入のこと。

* 他機関へ助成申請中の研究があれば記入のこと。

* 提出は下記（10.）記載のメールアドレス宛 PDF ファイルでも可。

* 提出書類につき、別途追加ご対応のお願いをする場合がございます。

3. 応募締切日

2025 年 12 月 12 日（金）

4. 奨励金の助成対象者の決定

奨励金の助成対象者は、提出書類に基づいて運営委員会の審査により決定いたします。助成対象者は法律学、経済学両分野合わせて6～8名を予定しています。

5. 運営委員（委員は就任順）

委 員	小早川 光郎氏（東京大学名誉教授）
同	中谷 和弘氏（東海大学法学部教授）
同	遠藤 久夫氏（学習院大学経済学部教授）
同	阿部 修人氏（一橋大学経済研究所教授）
同	網倉 久永氏（上智大学経済学部経営学科教授）
同	中島 弘雅氏（慶応義塾大学名誉教授）

6. 奨励金の助成対象者の発表

2026年3月に、直接本人宛通知します。

7. 奨励金の助成金額

個々の奨励金助成対象者に対する助成金額は30～50万円の範囲内で、運営委員会が研究内容等を勘案して決定します。

8. 奨励金の助成方法

奨励金は、2026年3月に、原則、助成対象者名義の銀行口座に振り込みます。

9. 研究成果の公表

研究成果は公表するものとし、掲載誌を提出していただきます。
公表の際には当基金の奨励金を受けた旨を記載していただきます。

10. 申込みおよび問い合わせ先

〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16

三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託課

電話 0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間 平日 9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）

FAX：03-5328-0586

メールアドレス koueki_post@tr.mufg.jp

（メール件名には基金名を必ずご記入ください）

※受給申込書等は三菱UFJ信託銀行ホームページの「公益信託 募集案内」
（https://www.tr.mufg.jp/shisan/kouekishintaku_list.html）からダウンロードできます。

以上